

チャーリー水域

1 漁船の操業の制限又は禁止区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面

- (1) 北緯 34度35分12秒
東経140度16分48秒
- (2) 北緯 34度18分23秒
東経140度33分6秒
- (3) 北緯 34度8分18秒
東経140度46分51秒
- (4) 北緯 34度1分59秒
東経140度57分1秒
- (5) 北緯 33度57分7秒
東経141度5分14秒
- (6) 北緯 33度34分29秒
東経140度25分47秒
- (7) 北緯34度31分12秒
東経140度7分48秒

2 制限期間

常時漁船の操業を禁止する。

3 使用目的

射撃訓練のため

4 損失補償を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 損失補償申請

上記の制限等により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上被った損失の補償を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。